

広島県教育委員会規則第五号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第一号又は第二号に該当する生徒</p>	<p>(入学手続及び入学許可) 第十五条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 高等学校を卒業した生徒</p>		
<p>二 前号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</p>	<p>二 高等学校に在学した期間が通算して三年（定時制の課程は四年）を超える生徒（留學若しくは休學又は病氣療養による欠席その他のやむを得ない事由として教育長が別に定める事由により三年（定時制の課程は四年）を超える生徒を除く。）</p>		
<p>5 (略)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 授業料は、口座振替の方法又は納付書により納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもって納付することができる。</p>	<p>5 (略)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 授業料は、納付書により納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもって納付することができる。</p>		

別表第一（第一条関係）

校名	課程	設置	昼夜	位置
広島県立広島国泰寺高等学	全日制	普通科	(略)	広島市中区国泰寺町一丁目
広島県立広島観音高	全日制	総合学科	(略)	広島市西区南観音町

別表第一（第一条関係）

校名	課程	設置	昼夜	位置
広島県立広島国泰寺高等学	定時制	普通科	夜	広島市中区国泰寺町一丁目
広島県立広島観音高	全日制	総合学科	(略)	広島市西区南観音町

(略)		学校	立安芸 南高等	広島県	(略)		立吉田 高等学 校	広島県	(略)		立海田 高等学 校	広島県	(略)	等学校
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)				(略)			(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)		全日制			(略)		全日制		(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)		探究科 ス 科 ビ ジ ネ	ア グ リ		(略)		家政科	普通科	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)					(略)				(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)			田 町 田 市 吉 安 芸 高		(略)		海 田 町 安 芸 郡		(略)	

(略)	等学校	立西高	学校	立安芸 南高等	広島県	(略)		立吉田 高等学 校	広島県	(略)		立海田 高等学 校	広島県	(略)	等学校
(略)			(略)	(略)	(略)				(略)				(略)		
(略)		通信制	(略)	(略)	(略)		全日制		(略)	定時制	全日制		(略)	定時制	
(略)		普通科	(略)	(略)	(略)	探究科 ス 科 ビ ジ ネ	ア グ リ	袖科 生 活 福	普通科	(略)	普通科 家 政 科	普通科	(略)	普通科	
(略)			(略)	(略)	(略)				(略)	夜			(略)	昼	
(略)		一丁目 泰寺町 中区国 広島市	(略)	(略)	(略)		田 町 田 市 吉 安 芸 高		(略)		海 田 町 安 芸 郡		(略)		

附 則

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。